

新山協ニュース

▲ 発行者 鈴木敏雄

▲ 発行所 新潟県山岳協会

〒940 長岡市学校町1-12-23 室賀輝男 TEL 0258-32-0428

山岳遭難(事故)と

リーダーの法的責任

東京アルコウ会
指導教育委員会委員

高見沢 領

リーダーの過失により山岳遭難(事故)が起り、人の生命・身体の損害(死傷)が発生した場合、リーダーの法的責任(刑事責任・民事責任)の成否が問題となります。

(1) 刑事責任についての考察

およそ過失犯罪が成立する為には、(1)構成要件該当性

(実行行為・因果関係)、(2)違法性(違法性阻却事由の有無)、(3)責任(過失・期待可能性)の三要件を充足する事が必要です。(1)、(2)、(3)の要件は、(1)は(2)の、(1)と(2)は(3)の前提要件となりますので、(1)を欠く場合、(1)は成立しても(2)を欠く場合、(1)と(2)は成立しても(3)を欠く場合は、それぞれ(2)、(3)の判断、(3)の判断を待たず犯罪不成立となります。

(1)構成要件該当性の判断では(a)行為者の作為又は不作为による実行行為(過失行為)の存在と(b)その実行行為と犯罪の結果(人の死傷という結果の発生)との間の因果関係の存在が必要となり、(a)、(b)の存在がなければ(1)構成要件

該当性が無くなり犯罪不成立となります。

(2)違法性(違法性阻却事由の有無)の判断ですが、通常違法(法秩序に反する)な行為の定型が構成要件(刑法の条文)ですから、構成要件該当性の有る行為は違法性の存在が推定されます。しかし違法性というものは、行為を行為としてより具体的・客観的に考察して、それが法秩序に違反するかという判断ですから、刑法上の阻却事由の正当業務行為(§35条)、正当防衛

(§36条)、緊急避難(§37条)、に止まらず、社会的相当行為という理由によって違法性が阻却される場合があると考えられています(社会的相当行為論)。例えば、体育・スポーツ活動の様に社会的に有益な行為であっても、一面で本質的に危険な行為を含むもの——ボクシング、レスリング等——は、社会的に許容される程度の範囲内の危険については、この危険に同意して参加している(危険引受又は危険の同意)と考えられ、許された危険の範囲内で一般的に必要とされるルールを守って行為する限り、現実には法益侵害の結果が発生しても違法性が阻却されると考えられます(許された危険)。

従ってスポーツとしての登山についても同様の適用が考えられます。

(3)の責任の判断では、行為者に対する非難可能性の有無が問題となり、(a)過失、(b)期待可能性の存在が必要となります。過失犯については、その非難可能性が認められるのは、犯罪事実の発生が行為者の不注意(a)過失)にあるという理由に依ります。即ち行為者が法律上の注意義務を遵守する事によって、事実を認識・予見して、事実の発生を回避しなければならぬ(結果予見義務・結果回避義務)のに、その注意義務に違反して結果を発生させた場合に非難が可能となるわけです。しかしながら、第一に具体的事情のもとに注意そのものを期待することができない時(不可抗力)、第二に不注意といえる場合でも他の行為を期待する事が、全くできない時は期待可能性がないという理由で、過失責任が否定されま

す(b)期待可能性の理論)。

以上概論として過失犯罪の成立要件を考えてきましたが、刑法では「過失傷害の罪」として、過失致死罪(§209条)、過失致死罪(§210条)、業務上過失致死傷罪(§211条前段)、及び重過失致死傷罪(§211後段)を規定しています。

登山に於るリーダーの定義は難しく、その能力・経験・技術・知識等千差万別でありますが、(3)過失で説明しました注意義務の標準は、一般通常人の能力を基準にして考えます。過去の判例(札幌地裁昭和30年7月4日川別岳高校生遭難事件)では、山岳部引率の先生をリーダーとして業務者と認め、211条前段の業務上過失過死罪の適用をして有罪判決を下しております。

以上のように山岳事故の判例は少なく、従って、注意義務の標準となるリーダーの具体的注意義務の内容は明確ではありませんが、一応の目安として、(i)事前調査義務、(ii)装備携行義務、(iii)結果予見回避義務の三つを考えてよいのではないかと思います。又、刑法211条前段の「業務」とは、人が社会生活を維持する上で、継続して従事する仕事を意味し、公務・私務、本務・兼務を問わず継続・反覆的に従事する仕事であればたりるとされ、特に人の生命・自身に對する危険を含むものでなければならぬとされますから、登山のリーダーも業務者として同条前段の適用が充分考えられると言えます。同条後段の重過失とは、不注意(注意義務違反)の程度が、著しい過失を言い、他の軽過失と區別して、重い法定刑が科せられます。

それは最近起った事例を紹介して、リーダーの法的責任の成否を考慮してみたいと思います。事案は、昭和55年11月24日、冬山訓練のため、富士山吉田大沢七合目付近へ入山した東京T会の6人パーティ(Sリーダー)に、吉田大沢上部より発生した落石が襲い、落石の発見が遅れたため、同パーティのK氏が死亡、事件処理に当たった富士吉田署がSリーダーを刑法211条後段の重過失致死罪の疑いで甲府地検へ書類送検したものです(結果は不起訴処分)。書類送検理由は(i)昭和55年8月14日死傷者48人を出した吉田大沢の落石事故を事前に知りな

がら、同じ場所へ入山した事、(ii)T会パーティはリーダーを除き初心者なのに危険な吉田大沢へ入山させた事、(iii)五合目登山口の吉田大沢登山禁止の警告板を無視した事、(iv)落石の見張り要員を置かず安全への配慮を怠り結果回避のための適切な処置をしなかった事、の4点を指摘しております。都岳連・T会より反論の上申書が提出され、(i)冬登山では落石による遭難例は過去に見当らず、夏と冬の吉田大沢を同列に評価できない事、(ii)冬山訓練のため初心者を含めて同沢へ入山する事は特別な事例でない事、(iii)都岳連その他に対し、吉田大沢入山禁止の正式通達はなく、当日入山した他パーティも見えていない事、(iv)Sリーダーは、冬富士の事故の大半を占める滑落・雪崩・突風等に注意の大部分を当て、冬登山ではごく稀な落石にまで注意義務を要求するのは過大である事、の4点を主張しました。

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

する危険を含むものでなければならぬとされますから、登山のリーダーも業務者として同条前段の適用が充分考えられると言えます。同条後段の重過失とは、不注意(注意義務違反)の程度が、著しい過失を言い、他の軽過失と區別して、重い法定刑が科せられます。

それは最近起った事例を紹介して、リーダーの法的責任の成否を考慮してみたいと思います。事案は、昭和55年11月24日、冬山訓練のため、富士山吉田大沢七合目付近へ入山した東京T会の6人パーティ(Sリーダー)に、吉田大沢上部より発生した落石が襲い、落石の発見が遅れたため、同パーティのK氏が死亡、事件処理に当たった富士吉田署がSリーダーを刑法211条後段の重過失致死罪の疑いで甲府地検へ書類送検したものです(結果は不起訴処分)。書類送検理由は(i)昭和55年8月14日死傷者48人を出した吉田大沢の落石事故を事前に知りな

がら、同じ場所へ入山した事、(ii)T会パーティはリーダーを除き初心者なのに危険な吉田大沢へ入山させた事、(iii)五合目登山口の吉田大沢登山禁止の警告板を無視した事、(iv)落石の見張り要員を置かず安全への配慮を怠り結果回避のための適切な処置をしなかった事、の4点を指摘しております。都岳連・T会より反論の上申書が提出され、(i)冬登山では落石による遭難例は過去に見当らず、夏と冬の吉田大沢を同列に評価できない事、(ii)冬山訓練のため初心者を含めて同沢へ入山する事は特別な事例でない事、(iii)都岳連その他に対し、吉田大沢入山禁止の正式通達はなく、当日入山した他パーティも見えていない事、(iv)Sリーダーは、冬富士の事故の大半を占める滑落・雪崩・突風等に注意の大部分を当て、冬登山ではごく稀な落石にまで注意義務を要求するのは過大である事、の4点を主張しました。

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

ため、存在を認めることは困難である(3)の(a)過失の否定)。(v) 具体的事情の下にSリーダーの取った処置以外に他の行為を期待することはできない状況だった(3)の(b)期待可能性の不存在)。

以上(i)~(v)で考察した通り、Sリーダーの過失行為は外形的事実として認められるが、因果関係以下、その成立を否定すると思われるので、Sリーダーの刑事責任は否定されるという結論になります。

(2) 民事責任についての考察
民事責任とは、民法§709条以下の不法行為に基づく損害賠償責任を意味します。不法行為が成立する為めには、(1)因果関係、(2)損害(実損)の発生、(3)故意・過失、(4)責任能力、(5)違法性阻却事由、を各々検討します。紙面の関係で割愛いたしますが、次の点を注意して頂きたいと思いま

す。(i) 刑事責任と民事責任は、各々立法趣旨が違うので両立

す。(ii) 刑事責任と民事責任は、各々立法趣旨が違うので両立

す。(iii) 刑事責任と民事責任は、各々立法趣旨が違うので両立

す。結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

結果は不起訴処分となりませんが、この処置はきわめて当然であると考えます。なぜならば……(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実是有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってパーティを襲ったか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

しうるし、又刑事責任が否定されても民事責任が成立する場合もあり得る事。

(ii) 原告(被害者又はその遺族)は、被告(リーダー)の過失その他の立証責任を負っている事。

(iii) 民事裁判に於ては、当時者同志が裁判の矢面に立ち、いがみ合う結果となります。

(都岳連会報より抜粋)

重点指導山岳に指定

駒ヶ岳・中ノ岳・八海山と巻機山

県山岳遭難防止対策協議会(会長・君健男知事)は、1月21日、新潟市で開いた56年度の同協議会で、駒ヶ岳・中ノ岳・八海山の魚沼三山と巻機山を重点指導山岳に指定することを決めるとともに、春山、夏山、秋山、冬山の登山シーズンの年4回、山岳遭難事故防止運動強調週間を設定、事故防止に努めることを決めた。

重点指導山岳の指定は、県内の山岳遭難の発生が、過去

5年間の統計から見て魚沼三山、巻機山、妙高山、明星山で半数以上を占めていることから考え出された。

指定した山岳についての指導の内容については、早急に対策協議会の事務局である県教委保健体育課で詰めるが、登山者カード提出の徹底、事故防止の啓発活動、指導員の配慮も含めた指導体制の強化、登山指導手引書の作成、道標

で、もしリーダーの過失によって山岳事故が起きた場合は、所属している山岳会をはじめ、リーダー本人も、誠心誠意を尽し、示談の方向で話し合う事が大切で、山岳保険その他の制度を積極的に検討導入する事も必要と思います。

以上

地区別審判員研修会に

参加して

ピオレの会 三 富 一 弥

56年度地区別審判員研修会が2月27日、28日、福井市竜川荘に於て催された。

新潟県より10名、長野3、富山4、石川7、地元福井13、計37名の参加だった。

27日、7時30分発の雷鳥で長岡組と合流、福井12時26分着、福井は新潟に比べやや暖かく一足早く春を思わせる気候が感じられた。

福井駅よりタクシーで竜川荘迄の間に永平寺の看板を見つけ、運転手さんに聞くと近頃、時間があれば行ってみたいと思った。竜川荘は鉄筋コンクリート2階建て、真新しい建物で

日、秋山は10月8日～14日、冬山は12月28日～1月3日と、ポスターを作成するなど、PR活動を積極的に、事故防止の徹底を図ることになっている。

この競技基準は滋賀国体で規則等修正され今後の国体山岳競技基準として行なわれる事になると思われる。だが、まだ沢山の課題が残されているように思う。

例えば、縦走競技については特区間のスピードを競うとか、予想時間を決めてそれと合わせた行動時間をとるといような事が行われたという。それは飽く迄も滋賀国体での事、これからは種々研修会に、取りあげられ、よい方向に進む事であろうと思われる。

28日には滋賀国体の山岳競技の16ミリの映写をみせてもらい国体の運営の難しさ、厳しさを眼のあたりにする事ができた。天皇、皇后杯を手にする為に、あらゆる努力がなされた滋賀岳連に頭が下る思いだった。

研修内容の一部に山岳競技

概論があり参考のために記すと、

国体における山岳部門も26回和歌山国体から山岳競技と改称されて、27回鹿児島国体で「競技化」が決議された。

28回千葉国体、29回茨城国体で競技規則や審判員制度が設定、52年の青森国体では踏査種目が加えられ、53年の長野国体で競技化が試みられ、55年の栃木国体から、天皇、皇后杯につながる得点種目として、正式山岳競技第1回大会として発足する事になって、

昨年「びわこ国体」で二回目を迎えた訳である。

その国体における山岳競技を円滑に運営し、競技の公平厳正な審査を行うため、公認審判員制度が設けられ、日山協指導員で所属岳連会長が推薦し、日山協が主催する山岳競技に関する所定の講習を終了したもの、日山協会長が審判員を認定する。と「日山協審判員規程」に記るされている。その一環を担ってこの研修会が催された訳で大変意義

があった。

北信越五県で福井より一番遠い新潟の私達のために研修会を少し早く切りあげていた

福井の審判員研修会に参加して、講師の話をして聞いて、国体の上位入賞はむずかしい

が、講師の話をして聞いて、国体の上位入賞はむずかしい

が、講師の話をして聞いて、国体の上位入賞はむずかしい

が、講師の話をして聞いて、国体の上位入賞はむずかしい

が、講師の話をして聞いて、国体の上位入賞はむずかしい

が、講師の話をして聞いて、国体の上位入賞はむずかしい

が、講師の話をして聞いて、国体の上位入賞はむずかしい

れると、本来の山登りと別に考えて、国体選手用として専門に、長期間にわたり選手を育成強化をしていかなければ、

正月気分をそろそろぬけ始めた、1月24日恒例の新潟県山岳協会の新年会が、小林副会長の設営で、西堀前6の割烹清松で盛大に開催されました。藤島名誉会長を始め、県内はもとより会津の岳友もか

けつけ、定刻、会長より、協会創立35周年目を迎える意義深い年に当り、県下岳人が力を合せて成年期の山岳協会にふさわしい、社会に役立つ山岳協会に育てて貰いたいとの挨拶のあと、新加入のデラシ

ネ山の会の紹介があり、望月副会長の音頭で乾杯ののち大宴会に入りました。はるばる会津から運ばれた銘酒も加わり、熱弁の輪が各所に出来、酒の爛も間にあわぬ有様。山

の女将もあきれ顔で、しかも唱も一つ出ない大宴会は始めての由、思い思いに近況を語り、健康を喜び、久々の選

こうに時のたつのも忘れた。和気霽々の新年会でした。

出席者 藤島玄、矢田目昇、牧野牧夫

以上

82 新年会

佐竹信幸、平田大六、高橋賢吉、加藤善彦、五十嵐篤雄、杉原八百樹、鈴木敏雄、小林兼一郎、齊藤平七、安野正弘、藤田力夫、山田智子、高橋庄一、室賀輝男、奥津五郎、田中栄弘、柳沢一男、加藤明文、加藤記代子、北村猛、石田邦夫、吉野良介、阿部信一、遠藤俊一、上野寿一、望月力、井口正男、仁部哲雄、山田勲、遠藤家之進正和、堀川正路、木村操一、小島修、久保敏男、小林由夫、野沢健吉、高橋一郎、猪俣信市、横山雪男、朝妻三松、筑木力、青木英治、齊藤弘、上村幹雄

指導員研修会

冬山登山技術研修会 報告

指導員研修会が、柏崎市谷根、谷根公民館で2月20日18時より、富山県から国土地理院北陸地方測量部、山岡光治等分かりやすく講話していた。翌21日は、米山登山会場には県下各団体から100余組と冬山登山技術研修会組と

に別れ、約70名の方が米山山塊に入山された。研修会は白蛇ヶ池周辺でザイル結束、大阪方式コンティニューアス・クライミングにおける確保、関東地区遭対指導者研修会(2月6日~7日、神奈川)の伝達研修会等が行なわれた。なお米山登頂組は全員目的を達成、精神宜しく、山頂着と同時に展望が開け、一同感激。14時過ぎ全員無事下山し、閉

講式を行い解散する。指導員研修会と銘打ち、昨年11月7日~8日青田南葉山と今回、行事を行なったが、指導員資格者の参加が非常に悪いのが気になる。各自技術の向上に努力され、会員の指導に万全を期せられ、無事故を続けて欲しい。

設置にご尽力下された、柏崎山岳会に感謝致します。(田中 栄弘)

理事会報告

3月13日14時より、新潟市清松において理事会が開催された。27名の出席者があり、

出席者

- ①昭和56年度事業経過報告、藤島玄、齊藤平七、井口正男
- ②昭和56年度事業経過報告、佐藤一栄、五十嵐篤雄、杉原八百樹、室賀輝男、望月力、小林兼一郎、上村幹雄、鈴木敏雄、遠藤家之進正和、藤井信、石田国夫、平田大六、小回北信越国体会場選定、⑦新規加盟団体の承認、⑧その他(国体選手強化案他)等が話し合われた。同議題の大部分は4月11日評議員会で再度審

新装なった小松原小屋

津南山岳会

年来の念願であった小松原小屋が、去る10月5日に26年ぶりに改築オープンした。新築費90万円、津南町、中里村の協力分担により新築されたもので、二階建て、レンガ色のトタン葺き、三角屋根の耐雪構造で、避雷針もついているモダンな小屋である。

部屋の延べ面積は約80平方メートルあり、収容人員は約30人位であり、冬期も利用可能となった。但し年間管理人はいない。

小松原小屋は小松原湿原の上部「上の代」にあり、苗場山塊を探索するには三ツ山尾根の避難小屋とともに重要な拠点となっている。年間の利用者は約千人、年々訪れる人が増えている。しかし、入山者の増加と並行し山も荒れてゆくのが残念でならない。

山小屋の整備とともに、美しい貴重な湿原を保護することが急務となっている。小松原湿原のたたずまいを、いつまでもそっとしておいてやりたい。

入山者の深い理解と協力を切々お願いしたい。

協会・行事・活動報告

- 県体協強化指導員打合せ 1月10日、新潟、安野技術強化副委員長、阿部技術強化副委員長、今成常務理事出席。
- 県山岳遭難防止対策協議会 1月21日 別記
- 関東地区打合せ 1月23日~24日、茨城、藤井常務理事、石田常務理事出席。
- 新年会 1月24日 別記
- 関東地区遭難対策指導者研修会 2月6日~7日 神奈川県泰野市 田中指導副委員長、高波菊男氏、五十嵐義和氏出席。
- 日山協評議員会 2月21日、東京、徳長正氏出席。
- 北信越地区審判員研修会 2月27日~28日 別記
- 理事会 3月13日 別記
- 指導員研修会・冬山登山技術研修会 2月20日~21日 別記

通信欄より

評議員会に出席できずすみません。我会は農家の長男が主体の為、春山登山を連休に

母木山へ登る計画になっていました。年度末会計の折気がつきました。何卒適切な処置をお願いいたします。尚57年度会費から差引きでも結構です。

加治川山の会

新年総会で役員改選が行われ、会長に吉田光吉が留任、副会長に丸山高司が選任されました。昭和57年1月合宿、丸森尾根へ北股岳往復。

豊栄山岳会

蓬峠ツアーの為参加できませんでした。皆様によりしく伝えて下さい。

湯沢町山岳会
会誌50周年号近い内にお送りします。 加茂山岳会

いつもお世話になっております。各種行事にも参加せず恐縮の至りです。56年11月6日に納入致しました55・56年度の会費24,000円は3,000円余分のようにです。56年5月25日の書面ですと、10,500円2期分の請求であり

「御徒歩「ミカチ」 長岡城主の参拝の折殿様の下馬されたところの麓の地名。

堀之内山の会

景気悪いですネエ。シャバも山の会も時代とでも云うんですか、最近の若者は山登りなど、バカバカしくて……と先細り傾向です。

巻ハイキングクラブ

貴協会事業にほとんど出席できませんが、今後ともよろしくお願い致します。

入込瀬村体協・山楽会

地名由来秘話

風谷山 (長岡市)

山代 忠

一、牛ヶ首 八合目の峯で最も眺めのよいところ、身のけがれた人は通れなかったと云う伝説あり。

一、天狗杉 明治37年切倒す。昔天狗の住んでいたと云う

云い伝えあり。

一、三十三観音 麓より三十三体の観音様の石像あり。

一、海抜 521m

一、泰澄大師の開山 米山薬師の開山の泰澄大師奈良朝天平8年聖武天皇の御代なり。米山より開山の為此の地を訪ね途中三貫野にて休憩され大キジが道案内をする。以来此の地に地蔵をまつり「ヤブ地蔵」と云う。今に至る。

一、薬師如来像 風谷山の本尊、現在栖吉町山代家の御堂に祀る。天慶元年大和国の住人高加蔵氏の作、一尺八寸の薬師如来なり、金剛院の開祖教城兼光ここに祀る。一、永祿2年 上杉謙信、社領を献上する。

一、承応3年5月11日 長岡城主牧野忠成公風谷山登上、御活米料田2反歩寄進。

一、宝永4年6月19日 藩主奥方オマチ様安産祈願。
一、延享4年3月21日 牧野忠敦公御登山。

遭難者探索のお願い

新井利男 45才 168cm
新井さんは、57年1月6日

(水)六日町駅より野中、十字峽を経て丹後山(又は中ノ岳)に向ったまま、行方不明になっております。各団体でこの地域に入山される計画がありましたら、細心の注意を払われて発見にご協力をお願い致します。

服装 ○毛糸の帽子(紺地に白線)○フード付半コート(ベージュ)○又はその上に赤のダウンジャケット○ニッカズボン

○登山靴(こげ茶)○又はその他アイゼン、スパッツ着用

持物 ○紫色のザック○ピッケル(赤テープ付)○シュラフ○カ

メラ(黒革ケース入り、ミノルタ)

○身分証明書入り定期入れ

○腕時計(ラド)

○問合せ

○長岡市学校町1の12の23

室賀輝男

025813210428

025813210428

0六日町警察署(外勤課)

0257712121

0六日町警察署(外勤課)

0257712121

0六日町警察署(外勤課)

0257712121

0257712121

新入会員紹介

和島マウンテンクラブ
会員 31名

三島郡和島村

大字両高乙488

佐藤和彰方

02587412790

代表者 小黒 勇

あとがき

理事会の準備をしていたら、分担金未納39団体という数字が出てきた。びっくりして督促状を出す。ハガキもらった方もびっくりしたことだろう。事務局で協会が発送したり、受信した文書を綴っているのだが、55年度からファイル2冊になり、56年度3冊になった。量からすると53年度の4倍以上になっている。内容も複雑多岐になってきている。夢みることは、このファイル山に登り、天高く舞い上がることだ。が無理のようだ。願わくば、同じ文書を二度も三度も発信せずに済めばと思う。雑感。